

子ども発達支援センターあいくるの民間移管に係る公募について

施設名	室蘭市子ども発達支援センター
担当部課	保健福祉部子育て支援課（子ども発達支援センター）
応募方式	公募型企画提案方式（プロポーザル方式）
応募資格	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害児発達支援事業等（児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、障害児相談支援、障害児入所支援、障害児短期入所支援、障害児日中一時支援）の障がい児支援サービス、特別支援教育・保育（保育所・幼稚園等）などの事業運営において3年以上の実績を有し、運営が適正に行われ、今後も継続して運営を予定する法人であること</li> <li>・本市市税を滞納していない者であること ほか</li> </ul>
応募期間	令和5年7月3日から令和5年10月2日
選定基準	<p>次の評価項目に基づき、選定委員会が審査</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・応募動機、管理・運営等に関する計画</li> <li>・実施事業（療育、行事・園外活動、送迎等）に関する計画</li> <li>・安全対策・事故防止策、個人情報の管理等に関する計画</li> <li>・独自提案事業等に関する計画</li> <li>・職員体制（配置数、人材育成等）に関する計画</li> <li>・運営収支等に関する計画 ほか</li> </ul>
管理の現行基準	<p>「室蘭市子ども発達支援センター条例」及び「室蘭市子ども発達支援センター管理運営規則」等による。</p> <p>○開所時間：午前8時45分から午後5時15分まで</p> <p>○休所日 ・日曜日または土曜日</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日</li> <li>・年末年始（12月29日から翌年の1月3日まで）</li> </ul>
民間移管業務の範囲	<p>「室蘭市子ども発達支援センター条例」、「室蘭市子ども発達支援センター管理運営規則」及び募集要項による。</p> <p>○主な業務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設・用地の保全・維持管理等に関する業務</li> <li>・児童発達支援に関する業務</li> <li>・放課後等デイサービスに関する業務</li> <li>・保育所等訪問支援に関する業務</li> <li>・相談支援事業に関する業務</li> <li>・巡回相談等に関する業務</li> </ul>
民間移管後の市の費用支出	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法令等に基づく利用実績に応じた給付費を負担</li> <li>・給付費のほか、サービス水準の維持に必要があると認められる場合、毎年度、3,800万円を上限に負担</li> <li>・個別施設の長寿命化計画において予定する外壁・屋上・昇降機の大規模改修（現時点で10年後を予定するが、施設の状況等により変更となる場合がある）に係る費用を負担</li> <li>・建物3階部分の管理費用を負担、共通管理部分（建物屋上・外壁、擁壁等）の管理費用は按分により負担</li> </ul>
民間移管時期	令和6年4月1日から
その他主な民間移管の募集要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土地・建物は無償貸与、備品は無償譲渡</li> <li>・土地（工作物を含む）、建物（設備等を含む）はそれぞれの管理区分に応じ、管理費用（老朽化等に伴う修繕・改修費等を含む）を負担</li> <li>・開所日、事業等実施時間の継続確保（開所日や事業等実施時間の削減は不可）</li> <li>・制度基準以上の障害区分（身体・知的・発達等）・年齢等による利用区分設定の緩和</li> <li>・希望する職員の継続雇用</li> <li>・避難所機能の維持</li> </ul>